

# 民間教育事業者における 学習の質の保証・向上に関する取組について

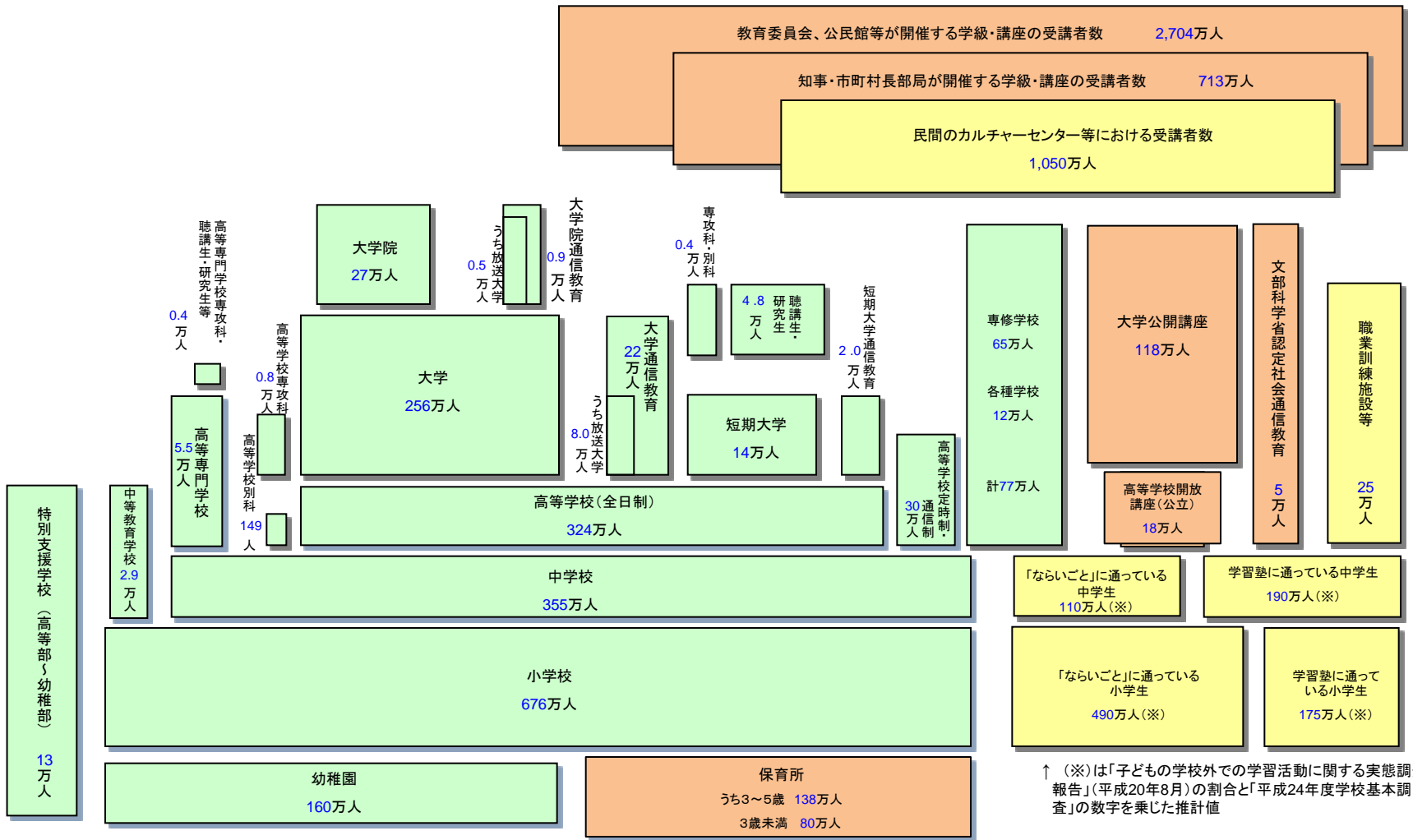
平成25年7月

文部科学省  
経済産業省

# 目次

学習人口の現状	.....	2
教養・技能教授業サービスの概況	.....	3
学習塾サービスの概況	.....	4
民間教育事業者における学習の質保証・向上(政府関連文書)	.....	5
文部科学省におけるこれまでの取組	.....	6
他省庁におけるこれまでの取組	.....	8
民間機関におけるこれまでの取組	.....	9

# 学習人口の現状



↑ (※)は「子どもの学校外での学習活動に関する実態調査報告」(平成20年8月)の割合と「平成24年度学校基本調査」の数字を乗じた推計値

学校、専門学校等(正規課程)における学習者
 

 学校等以外における学習者  
 (黄色は、そのうち、民間教育事業者と特に関連の深いもの)

(出典)

文部科学省「平成24年度学校基本調査」、文部科学省「平成23年度社会教育調査」、文部科学省「子どもの学校外での学習活動に関する実態調査報告」(平成20年8月)、経済産業省「平成22年特定サービス産業実態調査」等

○ **事業所数 8万 7,991 事業所**

〔 事業規模別にみると、「**4人以下**」規模が最も多い(85.9%)。 〕

○ **従業者数 約 28万 6,300 人**

(1事業所当たり平均3人)

○ **教養・技能教授業務の年間売上高 約 8,966 億円**

(1事業所当たり平均 1,019 万円)

○ **受講者数 約 1,050 万人**

〔 カルチャーセンター業務:約 124万人  
外国語会話教授業務:約 79万人 〕

※ 教養・技能教授業とは、日本標準産業分類によると、以下のものを指す。

- ・音楽教授業
- ・書道教授業
- ・生花・茶道教授業
- ・そろばん教授業
- ・外国語会話教授業
- ・スポーツ・健康教授業
- ・その他の教養・技能教授業(囲碁教室、パソコン教室など)

## ○ 事業所数 4万9298事業所

事業規模別にみると、「4人以下」規模が最も多く(59.5%)、次いで「5人～9人」規模が多い(21.6%)。

## ○ 従業者数 約32万1,800人 (1事業者当たり平均7人)

## ○ 学習塾業務の年間売上高 約9,161億円 (1事業所当たり1,858万円)

## ○ 受講者数 約341万人

※ 学習塾とは、日本標準産業分類によると、小学生、中学生、高校生などを対象として学校教育の補習教育又は学習指導を行う事業所を指す。

# 民間教育事業者における学習の質保証・向上(政府関連文書)

## ○ 第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)

### 成果目標3(生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得)

社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力※を生涯を通じて身に付けられるようにする。

このため、個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする。

(※力の例:思考力や課題解決力,健康や豊かな人間性,社会性や公共性など)

#### 【成果指標】

- ④民間教育事業者等における学習の質の保証・向上に向けた取組状況の改善  
・情報公開・自己評価等を実施している民間教育事業者等の割合の増加

## 基本施策12 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

### 【基本的考え方】

○ 学習者が、安心して、質の高い学習を行うことができ、また、その学習の成果が評価され、社会で幅広く通用するための環境を構築する。

○ このため、多様な主体が提供する学習機会の質保証・向上を推進するとともに、習得した知識技能を評価し、その結果を広く活用する仕組み等を構築する。

### 【主な取組】

#### 12-1 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進

・民間教育事業者における評価・情報公開に関するガイドラインの策定・普及やISO29990(非公式教育・訓練サービスに係る国際標準)(※)等の質の保証・向上の取組への支援など、生涯学習・社会教育分野における評価・情報公開等の仕組みを構築し、普及する。(略)

※ 非公式教育・訓練分野の学習サービス事業者向けに、事業者の学習サービスの品質向上を図ることを目的として、2010年9月に国際標準化機構(ISO)が発行した国際規格。

## <民間教育事業者の情報公開等の在り方についての検討>

### 平成24年度 民間教育事業者の情報公開等の在り方に関する調査研究

委託先:

一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会 (JAMOTE)

概要:

民間教育事業者における質保証の取組促進に資する民間教育事業者の情報公開や自己点検・評価等の在り方について調査研究を実施。

- (1) 国内の民間教育事業者に対するアンケート調査及びヒアリング調査の実施
- (2) 海外の民間教育事業者における質保証の取組に係る調査の実施
- (3) 国内の民間教育事業者における学習に対するWeb調査の実施
- (4) 調査結果の分析・考察(自己点検・評価シート(案)の作成) 等

→民間教育事業者の質の保証・向上の取組の実態を把握



民間教育事業者における情報公開及び自己点検・評価シート(案)の作成  
(情報公開する項目、PDCAサイクルで自己点検・評価する項目についてのチェックシート)

# 文部科学省におけるこれまでの取組(2)

## <検定試験に関する質の保証・向上>

### 検討の背景

- 改正教育基本法(H18.12)「学習成果を適切に生かすことのできる社会の実現」
- 中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」(H20.2)  
各個人の学習成果を評価する検定試験について客観性や質を確保する仕組みを構築する必要性
- 新成長戦略(H22.6)「民間教育サービス評価・情報公開システム」の構築

※全国に1,000程度(詳細にみると5,000以上)の検定試験があり、実施主体や内容等において多種多様

### 検定試験の評価の在り方に関する有識者会議

(H20.6～H22.3:計8回開催)

- 「検定試験に関する評価ガイドライン(試案)」について (検討のまとめ)(H22.6)

#### 概要

※ 検定事業者や関係団体等による検定試験の質の向上や信頼性の確保に向けた主体的な評価に取り組むための参考・目安。

- ・ 検定試験評価の視点と内容(①実施主体、②実施内容、③実施手続、④検定試験の活用、⑤継続的な学習支援)
- ・ 情報公開が必要と考えられる項目 など

- 検定試験の自己評価に関する研究会(文部科学省はオブザーバー参加)において「検定試験の自己評価シート」とりまとめ(H23.2)

#### 【今後の国の関わり】

### 検定試験の質の向上や透明性の確保に向けた、民間の主体的な評価の取組の促進を支援

- まずは影響の大きな検定試験において「自己評価」及び「情報公開」が開始されるよう、検定事業者への働きかけなどの取組を支援。また、今後は、「自己評価」から「外部評価」への移行のための支援等を継続的に実施。

(H25.2現在、自己評価実施:30団体)

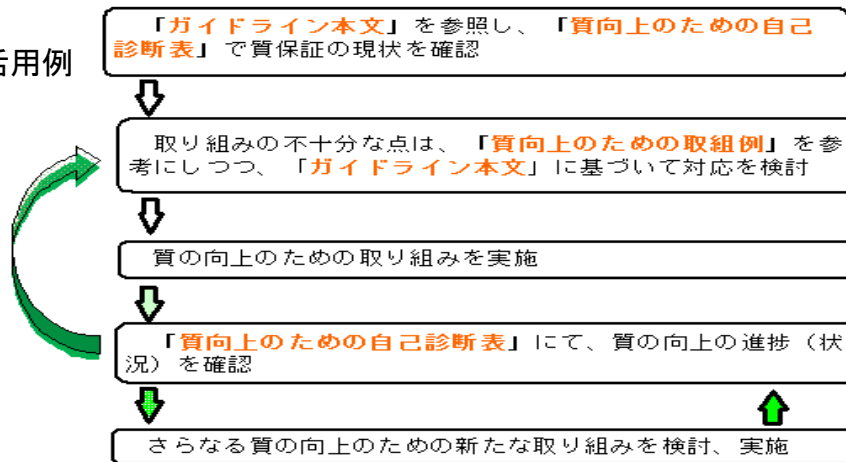


# 他省庁におけるこれまでの取組

## 厚生労働省

### 平成23年度 民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインを作成

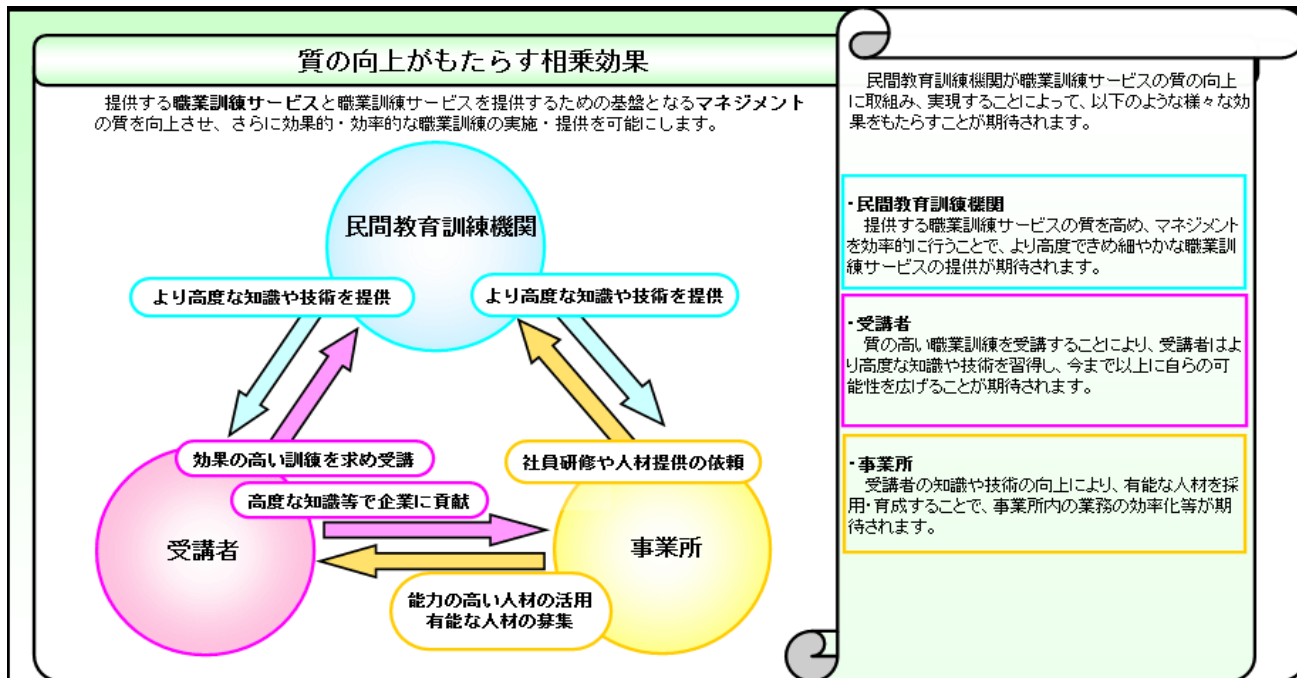
#### ガイドラインの活用例



ガイドラインは、民間教育訓練機関が提供する職業訓練サービスの質の向上を目的としています。

質の向上を推進するためには、それぞれの状況にあった取り組みに加え、その効果の確認や検証等といったより良い職業訓練サービスとするための改善が必要となります。

一過性の取り組みではなく、定期的な確認や検討、継続的な取り組みの実施を心がけましょう。



# 民間機関におけるこれまでの取組(1)

## 国際標準化機構(ISO)

### 平成22年9月 非公式教育・訓練分野の国際規格ISO29990を発行

ISO(International Organization for Standardization:国際標準化機構)は、各国の代表的標準化機関から成る国際標準化機関であり、電気及び電子技術分野を除く全産業分野に関する国際規格の作成を行う民間の組織。ISOにおいては、ドイツの提案を契機に、2006年より、「非公式教育・訓練のための学習サービス」についての国際規格の開発を開始し、**2010年9月1日、ISO29990「非公式教育・訓練における学習サービス - サービス事業者向け基本的要求事項」として規格発行。**(国内審議委員会での審議には、文科省、厚労省、経産省もオブザーバーとして参加。)学習サービス認証スキーム(民間教育・訓練事業者等から成る学習サービス分野の団体が中心となって開発されたスキーム)の実証実験を経て、国内の事業者に対する認証の付与が開始された。現在、国内における運用体制の構築に取り組んでいるところ。

また、2009年中国より「非公式教育・訓練のための学習サービス」のうち、「語学学習サービス」についての国際規格(ISO29991-1)の開発が提案されたことを受けてISO専門委員会で審議を行っており、2013年度中に規格が発行される予定。

## ISO29990の概要

### ◆規格の目的

非公式教育・訓練分野の学習サービス事業者における質の高い専門的な業務及びパフォーマンスのための汎用モデル及び共通の枠組みを提供すること、及び、学習サービスの利用者が学習サービス事業者を選択することを支援すること

### ◆適用範囲

非公式教育・訓練における学習サービス及び学習サービス事業者向け基本的要求事項

※ 非公式教育:組織化された教育活動で、確立され社会に認知された公式な初等、中等又は高等教育制度以外のもの(例:職業訓練、生涯にわたる学習、社内研修等)

### ◆学習サービスについての要求事項

学習ニーズの明確化、学習サービスの設計、学習サービスの実施、学習サービス提供のモニタリング、学習サービス事業者によって行われる評価

### ◆学習サービス事業者のマネジメントについての要求事項

一般マネジメント要求事項、戦略及びビジネスマネジメント、マネジメントレビュー、予防処置及び是正処置、財務管理及びリスク管理、人事管理、コミュニケーションマネジメント(内部/外部)、リソースの割り当て、内部監査、利害関係者からのフィードバック

# 民間機関におけるこれまでの取組(2)

## <業界ごとの基準(例)>

### 学習塾：学習塾認証制度

#### 概要

消費者が安心してサービスを利用するために、サービスの質や信頼性について、第三者が評価し認証を与える取組。

#### 認証機関

公益社団法人 全国学習塾協会

認証された事業者は、学習塾協会の発行する認証マークを事業所や広告に表示することができ、消費者はこの認証マークを目印に、適切なサービスを提供する事業者を選択することができる。

#### <学習塾業認証制度 認証基準>

<http://www.jja.or.jp/certify/pdf/standard.pdf> (平成25年7月時点：37事業者を認証)

認証マーク(見本)



### 語学学校①：協会への加盟

#### 概要

民間外国語学校が培った力を結集し、情報交換や相互協力のもと、社会に役立つ活動を行うことにより、社会の信頼感を一層高め、学ぶ人、学びたい人が安心して、語学学習を続けることができる環境整備を目指す取組。

#### 認証機関

社団法人 全国外国語教育振興協会(全外協)

①語学教育施設開設後2年経過していること、②外国人教員は全員出入国管理及び難民認定法の規定を満たしていること、③受講するコースの内容が明確に規定されていること、④語学学習に関する相談制度があること、⑤受講約款を定め、学習者に交付していること、⑥全外協の倫理規程を遵守すること、を満たす語学スクールが全外協に入会可能。加盟校はロゴマークを使用できる。

#### <全外協倫理規定>

<http://www.zengaikyo.jp/guidelines/index.html>

ロゴマーク(見本)



## <業界ごとの基準(例)>

### 語学学校②:日本語教育機関の審査・認定

#### 概要

主として日本語の学習を目的に日本に留学する学生が安心して勉学することができるように、日本語教育機関の質の審査を行う。

#### 認証機関

財団法人 日本語教育振興協会

審査には、新規審査、開設状況の審査、更新審査及び変更審査があり、審査で認定されると、認定書が交付される。認定期間は3年とし、更新審査により継続的質保証を行う。

なお、「日本語教育機関の運営に関する基準」では自己点検・評価を行い、その結果を公表することが求められている。(基準1の2)認定を受け維持会員となった機関は「日本語教育機関による留学生受け入れに関するガイドライン」を遵守しなければならない。

<日本語教育機関の運営に関する基準>

[www.nisshinkyo.org/review/pdf/index02.pdf](http://www.nisshinkyo.org/review/pdf/index02.pdf) (平成25年7月時点:408事業者を認定)

<日本語教育機関による留学生受け入れに関するガイドライン>

[www.nisshinkyo.org/article/guideline.html](http://www.nisshinkyo.org/article/guideline.html)